

建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

(1)一戸建ての住宅

区分	建築物の床面積※1	適合性判定手数料(円)※2	変更適合性判定手数料(円)※3
仕様基準による場合※5	200㎡未満	18,000	9,000
	200㎡以上	20,000	10,000
仕様・計算併用法による場合※6	200㎡未満	27,000	13,500
	200㎡以上	30,000	15,000
その他の場合	200㎡未満	37,000	18,500
	200㎡以上	41,000	20,500

(2)共同住宅等

区分	建築物の床面積※1	適合性判定手数料(円)※2	変更適合性判定手数料(円)※3
仕様基準による場合※5	300㎡未満	35,000	17,500
	300㎡以上2,000㎡未満	61,000	30,500
	2,000㎡以上5,000㎡未満	111,000	55,500
	5,000㎡以上	168,000	84,000
仕様・計算併用法による場合※6	300㎡未満	55,000	27,500
	300㎡以上2,000㎡未満	92,000	46,000
	2,000㎡以上5,000㎡未満	161,000	80,500
	5,000㎡以上	236,000	118,000
その他の場合	300㎡未満	74,000	37,000
	300㎡以上2,000㎡未満	124,000	62,000
	2,000㎡以上5,000㎡未満	212,000	106,000
	5,000㎡以上	304,000	152,000

(3)特定非住宅建築物※4

区分	建築物の床面積※1	適合性判定手数料(円)※2	変更適合性判定手数料(円)※3
モデル建築物基準による場合※7	300㎡未満	20,000	10,000
	300㎡以上1,000㎡未満	28,000	14,000
	1,000㎡以上2,000㎡未満	40,000	20,000
	2,000㎡以上5,000㎡未満	103,000	51,500
	5,000㎡以上10,000㎡未満	155,000	77,500
	10,000㎡以上25,000㎡未満	192,000	96,000
	25,000㎡以上	239,000	119,500
その他の場合	300㎡未満	24,000	12,000
	300㎡以上1,000㎡未満	33,000	16,500
	1,000㎡以上2,000㎡未満	46,000	23,000
	2,000㎡以上5,000㎡未満	110,000	55,000
	5,000㎡以上10,000㎡未満	163,000	81,500
	10,000㎡以上25,000㎡未満	201,000	100,500
	25,000㎡以上	249,000	124,500

(4)一般非住宅建築物(特定非住宅建築物以外の非住宅建築物)

区分	建築物の床面積※1	適合性判定手数料(円)※2	変更適合性判定手数料(円)※3
モデル建築物基準による場合※7	300㎡未満	94,000	47,000
	300㎡以上1,000㎡未満	120,000	60,000
	1,000㎡以上2,000㎡未満	158,000	79,000
	2,000㎡以上5,000㎡未満	255,000	127,500
	5,000㎡以上10,000㎡未満	334,000	167,000
	10,000㎡以上25,000㎡未満	401,000	200,500
	25,000㎡以上	471,000	235,500
その他の場合	300㎡未満	246,000	123,000
	300㎡以上1,000㎡未満	308,000	154,000
	1,000㎡以上2,000㎡未満	398,000	199,000
	2,000㎡以上5,000㎡未満	569,000	284,500
	5,000㎡以上10,000㎡未満	700,000	350,000
	10,000㎡以上25,000㎡未満	828,000	414,000
	25,000㎡以上	945,000	472,500

(5)複合建築物

複合建築物については、住宅部分と非住宅部分とに区分し、住宅部分についてはその単位住戸の数が1である場合にあつては一戸建ての住宅と、その他の場合にあつては共同住宅等と、非住宅部分については、その用途が特定非住宅建築物※1のみに供する場合にあつては特定非住宅建築物と、その他の場合にあつては一般非住宅建築物とそれぞれみなして算定した手数料の合計額とします。

※1 建築基準法上の床面積となります。

※2 法第11条第1項又は12条2項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

※3 法第11条第2項又は12条3項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

※4 特定非住宅建築物 非住宅部分の全部を次のいずれかの用途に供する非住宅建築物をいう。

ア 工場 イ 危険物の貯蔵又は処理に供するもの ウ 水産物の増殖場又は養殖場 エ 倉庫 オ 卸売市場
カ 火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設

※5 仕様基準 省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準

※6 仕様・計算併用法 省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)に定める基準又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準により評価する方法をいう。

※7 モデル建築物基準 省令第1条第1項第1号ロに定める基準